

夢と誇りがもてる 安全・安心のまちづくりを 目指して



千葉市消防局長 須田 和宏

地震や台風、集中豪雨等の自然災害が国内外で多発し、その被害も社会基盤を覆すほどの時に甚大な影響を及ぼしております。また近年の重大事故あるいはNBCやテロ等の新たな災害危険も高まっておりますことから、人々に大きな不安を与えているところですが、このような様々な事態に備え、消防体制を一層強固なものとし、市民を守る任務の確遂行に、また、安心を構築するにあたっては、非常に難しいこととは存じますが、多様に機能できる組織形成が必要と考えるところで

す。

当局の例では、その市民の期待に応える一端において、昨年、特殊災害対応車の導入、気管挿管・薬剤投与などの救急高度化の推進と自動体外式除細動器(AED)設置の啓発、また、携帯電話災害通報の直接受信方式への切り替えなどの実施、更には違反是正や住宅火災警報器の普及推進にと市民安心安全の対策に取り組んだところであります。

本年は機能強化として消防ヘリコプター1号機の更新、大型油圧救助器具の増強を既に行い、11月からは自主救護能力及び救命効果の向上を図るため、「応急手当普及協力事業所制度」を計画しています。この制度は事業所内で発生した病気やけがに対する応急手当をはじめ、近隣で発生した災害への救護協力など、応急手当の取組みを積極的に行っている事業所に対し「応急手当普及協力事業所の証」を交付するもので、この制度によりAEDの設置促進や救命効果の向上が図られるものと期待されるところです。

また、近年の人口減少化社会と高齢化社会が同時に進行し、行政ニーズが多様化する情勢に応え、社会や生活の場の安全・安心を促進させ、市民を守る役割を果たす消防使命の達成にあたっては、その役割を担い得る消防行政執行者たるための一層の組織、職員個々の研鑽・努力への取組みが必要であると考えられます。

当局におきましては、今後10年間で全職員の半数近くが退職するという、いわゆる大量退職期を迎えるにあたり、後輩の育成に力が注げるよう現職の職務能力の向上を目指した日常随時の職場教育・訓練を実施し、また、組織拡充が困難な中であって、多様な役割を果たせる組織力を確保するための将来にわたる長期的な人材育成に取り組んでいるところです。

平成18年度は千葉市第2次5か年計画の初年次であります。その計画目標である夢と誇りがもてる「安全・安心のまちづくり」の推進に「組織は人なり、人は財産なり」を原動力として全力で対処して参ります。

消防の動き



平成18年
11月号

No. 428

- 「セルフスタンドにおける給油時の安全確保に関する検討会」の発足
- 「災害時における消防と医療の連携に関する検討会」の発足
- 「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」の発足
- 「消防防災ヘリコプター複数機による航空消防活動に係る運用マニュアル作成検討会」の設置
- 「消防団協力事業所表示制度」表示マーク審査委員会を開催 他

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



「セルフスタンドにおける給油時の安全確保に関する検討会」の発足

危険物保安室

1 経緯

セルフスタンド（顧客に自ら自動車等に給油させ、または灯油もしくは軽油を容器に詰め替える給油取扱所）において給油中の燃料の吹きこぼれがあったことから、石油連盟、全国石油商業組合連合会、社団法人日本自動車工業会及び日本ガソリン計量機工業会の4団体により、ガソリンの吹きこぼれに関する実態調査が行われ、調査結果を取りまとめた「ガソリン吹きこぼれに関する実態調査報告書」が平成18年7月、消防庁に報告されました。

消防庁では、報告結果を踏まえ、直ちに「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における吹きこぼれ対策について」（平成18年8月4日付け消防危第181号消防庁危険物保安室長通知、以下「181号通知」という。）を通知し、都道府県等を通じて、吹きこぼれを防止するため適正な給油方法を顧客に対し周知徹底させるようお願いするとともに、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する機能の確保については、消防庁に検討会を設置し、検討することとしました。

－報告書要旨－

回答が得られた給油取扱所のうち、セルフスタンドの95.5%、非セルフスタンドの77.6%で、「吹きこぼれが発生したことがある」と回答されました。

特に、推定される吹きこぼれ原因では、①給油方法の周知不足（オートストップ後に継ぎ足しをしていた、少流量で給油していた、ノズルの差し込みが浅かった等）、②給油ノズルと自動車の給油口の関係（オートストッパーが頻繁に作動した、オートストッパーが効いたときに逆流した等）、③給油ノズルの不具合（オートストッパーが作動しなかった）と種々のケースが回答として挙げられています。

－181号通知周知事項－

1 顧客に対する適正な給油方法の周知について

固定給油設備に備えられている満量停止装置（オートストップ）は、流量が一定以下の場合又は給油ノズルを奥まで差し込まない場合には機能しないおそれのあることから、給油ノズルを奥まで差し込み、レバーを完全に握って給油するとともに、一度満量停止した場合に継ぎ足して給油しないよう、固定給油設備にこの旨を表示する等当該セルフスタンドを利用する顧客に周知すること。

2 給油ノズル等の維持管理について

満量停止装置をはじめとする給油の安全確保の装置等は、適

正な維持管理が行われて初めて機能するものであることから、給油ノズル等は、法定点検に加えて日常点検を行い、基準に適合したものであることを確認すること。また、変形等の異常があった場合には、速やかに使用を停止し、交換や修理を行うこと。

2 検討会について

（1）検討会の発足

前1のとおり、多くの給油取扱所で吹きこぼれが発生している事実を重く受け止め、セルフスタンドにおける給油時の安全を確保するため所要の対策を早急に講じる必要があることから、当該検討会を発足させ、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する機能が不作動となる原因を究明し、対応措置を講じ、吹きこぼれの発生防止を図ることとしたものです。

また、セルフスタンドで給油中に、静電気火花（疑いを含む）による火災が発生していることから、給油中の静電気対策やその他のセルフスタンドの問題についても、併せて検討会の中で検討していくこととしました。

なお、平成19年1月までに結論を出す予定です。

（2）検討会の構成

セルフスタンドにおける給油時の安全確保に関する検討会委員

（敬称略）

委員長

平野 敏右 千葉科学大学学長

委員

松原 美之 総務省消防庁消防大学校消防研究センター
研究統括官

鶴田 俊 総務省消防庁消防大学校消防研究センター
技術研究部特殊災害研究室長

渡邊 洋己 総務省消防庁危険物保安室長

新行内俊男 東京消防庁予防部危険物課長

富岡 隆 川崎市消防局予防部危険物課長

吉村 修 危険物保安技術協会業務企画部長

高橋 勝也 石油連盟給油所技術専門委員会副委員長

鹿島 廣 全国石油商業組合連合会業務部長

森 英泰 日本ガソリン計量機工業会事務局長代理

橋本 琢磨 日本自動車工業会防火分科会長

(3) 検討事項

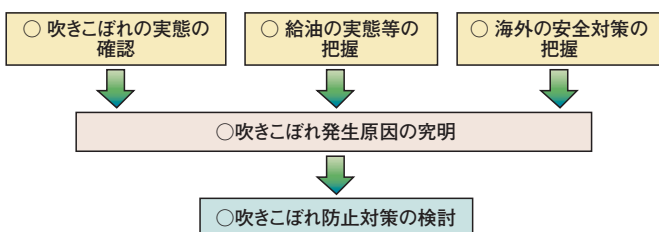
- ・給油時の吹きこぼれ対策について
- ・静電気火災対策について
- ・その他の問題について

(4) 検討スケジュール

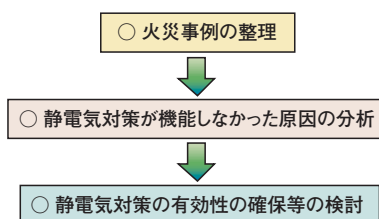
- ・第1回 平成18年9月20日開催
- ・第2回 平成18年11月予定
- ・第3回 平成18年12月予定

検討フロー

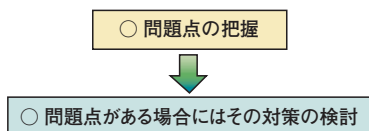
給油時の吹きこぼれ対策



静電気火災対策



その他の問題対策



(5) 検討会(第1回)の内容

検討会では、①吹きこぼれ実態の把握、②吹きこぼれに対する関係団体別対策の取組み状況の把握、③給油に係る設備、車両等の規格、性能及び仕組み、④満量停止機能の確認要領、⑤セルフスタンドの事故発生状況及び現行の静電気対策の状況等について説明が行われ、共通の認識を図るとともに、今後の検討方針が審議されました。

3 その他の措置

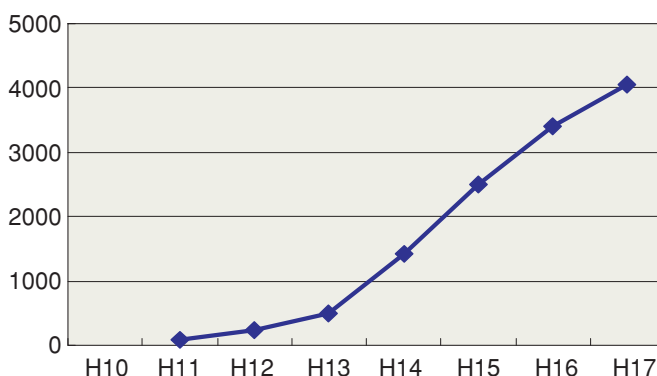
関係団体と連携を図り、ポスターやホームページ等で、給油時には次の手順により給油を行うよう注意を呼びかけました。

詳細につきましては、関係団体のホームページをご覧ください。

- ①給油ノズルは、奥まで差し込む。
- ②給油ノズルのレバーは、しっかり引く。
- ③自動的に給油が止まったら、それ以上の給油はしない。
- ④給油後は、給油ノズルを確実に元の位置へ戻す。

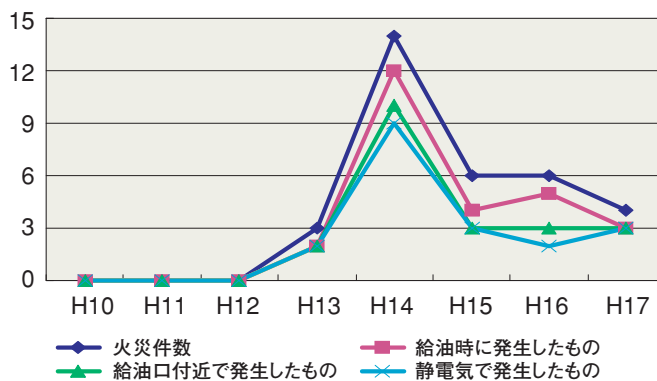
—参考—

1. セルフスタンドの設置数の推移 (各年3月末現在)

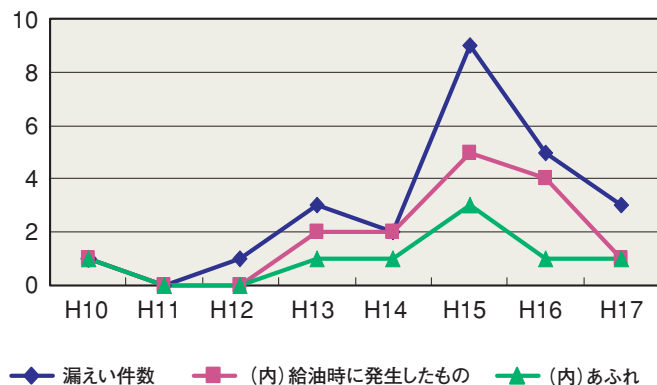


2. セルフスタンドの事故概要

(1) 火災 (各年3月末現在)



(2) 漏えい (各年3月末現在)





「災害時における消防と医療の連携に関する検討会」の発足

救急企画室

1 経緯

昨年の尼崎市の列車事故に代表されるような災害時の救急救助活動現場において、消防機関と医療機関が連携を密にした救急救助活動を行い、限られた人員、資機材、または医療資源を有効に活用し、有機的な現場活動を行うことが必要とされていますが、これまで救急救助現場での消防機関と医療機関の連携に関する議論の場は少なく、また、既に消防機関と医療チームの連携を実施している消防本部においても、活動要領や指揮系統に関する責任の所在等に課題を残しています。

そこで、災害現場における消防機関と医療機関の連携についての有用性を整理するとともに、救急救助活動と医療活動との連携について検討を行い、消防機関と医療機関が共通の認識を保持できるよう、災害活動時における消防機関と医療機関の連携に関する考え方を取りまとめることを目的に検討会を発足しました。

2 検討会

災害現場における救急救助活動について、消防機関と医療機関に求められる任務と能力を整理し、両機関が連携することの有用性について共通の認識を確立することを第一として、システムとして機能するために必要とされる連携の評価指標、連携のマニュアル等を作成・提示することを目標としています。

〔課題例〕

- ・医療機関の要請体制及び即時出場体制の確保
- ・両機関の連携活動訓練の充実
- ・消防機関の指揮系統に対する共通認識の確立
- ・現場活動における指揮系統や情報共有、両機関の連携体制の確立



第1回「災害時における消防と医療の連携に関する検討会」の様相

3 今後の予定

消防庁では、検討会の中で前述の課題等について論点を整理し、本年度内に報告書を取りまとめる予定です。

災害時における消防と医療の連携に関する検討会委員

(五十音順・敬称略)

座長

重川希志依 富士常葉大学環境防災学部教授

委員

浅野 幸雄 東京消防庁救急部長

有賀 徹 昭和大学医学部教授救急医学講座主任

石井 正三 日本医師会常任理事

石原 哲 白鬚橋病院長

加藤幸次郎 神戸市消防局警防部長

小西 敦 東京大学大学院公共政策学連携研究部教授

佐藤 敏信 厚生労働省医政局指導課長

柴田 和義 新潟市消防局次長

島崎 修次 杏林大学医学部救急医学教授

鈴木 英昭 札幌市消防局警防部長

高橋 規夫 横浜市安全管理局警防部長

西村 博 北九州市消防局警防部長

辺見 弘 独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長

山本 保博 日本医科大学救急医学主任教授

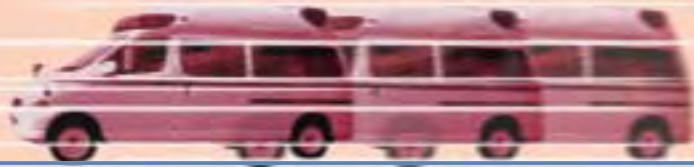
吉井 博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授

オブザーバー

内閣府 防災担当

内閣官房 安全保障・危機管理担当





「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」の発足

国民保護室

1 開催に至った経緯

消防庁においては、平成17年8月に、新たに国民保護・防災部を設置し、火災や自然災害だけでなく、有事の場合においても、国民の被害を最小化するための対処体制の構築、地方公共団体との連絡調整に努めています。また、都道府県においても、多くの団体で部次長級の危機管理を専門に担当する職員が配置される等、危機管理体制の整備が進められているところです。

一方、自然災害や国民保護事案以外にも、事故や感染症対策などの危機管理事案に対し、地方公共団体が全庁的な対応を行ったケースは数多く発生しております。

今後、いつどのような危機管理事案が発生するか分からない情勢を考慮すると、各地方公共団体が、防災・国民保護事案をはじめとして、あらゆる危機管理事案に対し総合的に対応できる体制を構築していくことが必要です。そこで、消防庁としては、こうした地方公共団体の取組みを支援すべく、「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」を立ち上げたところです（検討会の委員は別表参照）。

2 検討事項について

○平成18年度

平成18年度においては、危機管理事案に関する地方公共団体の実例・実態の調査を行うこととしています。具体的には、近年大規模な危機管理事案への対応を経験された地方公共団体の職員の方から、危機管理事案（例：SARS、鳥インフルエンザ、新潟県中越地震、新潟・福島豪雨、JR西日本福知山線列車事故等）が発生した際の対応についてご紹介いただくことを通じて、地方公共団体の危機管理事案への対応の実態に関し、現行の危機管理に係る諸制度の検証を含め、幅広く調査・分析を行います。

また、地方公共団体に、危機管理体制の現状や課題に係る調査を実施し、その内容を取りまとめ、総合的な危機管理体制の充実・強化に関して先行的な取組みをしている地方公共団体の分析を行います（都道府県、指定都市、道府県庁所在の市、特別区に9月29日付け事務連絡で調査票を送付しています）。

これらの調査・分析結果につきましては、3月上旬頃を目途に、取りまとめを行う予定です。

○平成19年度

平成19年度は、平成18年度の検討結果を踏まえ、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備方策について検討を行う予定です。主な内容は以下の4点を考えています。

- (1) 危機管理組織のあり方
- (2) 危機管理事案への対応のあり方
- (3) 危機管理事案に対処するため素素から取り組むべき事項
- (4) 危機管理分野における人材育成のあり方

検討結果については、取りまとめた上で地方公共団体に提供し、地方公共団体の総合的な危機管理体制の整備にあたって参考としていただきたいと思っています。

検討会は平成18年9月20日に第1回、10月24日に第2回の会議を開催し、議論を深めているところです。会議資料・議事録については、消防庁のホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）に掲載していきますので、是非ご参照ください。

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会委員

（五十音順・敬称略）

座長

中邨 章 明治大学副学長・大学院長・危機管理研究センター所長

委員

打越 綾子 成城大学法学部助教授
 大槻 茂 京都府危機管理監
 金谷 裕弘 総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
 吉川 肇子 慶應義塾大学商学部助教授
 幸田 雅治 総務省消防庁総務課長
 小村 隆史 富士常葉大学環境防災学部助教授
 鶴巻 嗣雄 新潟県危機管理監
 野口 和彦 株式会社三菱総合研究所研究理事
 濱田 省司 総務省消防庁国民保護・防災部防災課 国民保護室長
 東田 雅俊 兵庫県防災監



「消防防災ヘリコプター複数機による航空消防活動に係る運用マニュアル作成検討会」の設置

応急対策室

1 設置目的

平成15年の消防組織法改正による都道府県の航空消防隊や緊急消防援助隊の法制化等にもとづく消防防災ヘリコプターによる航空消防体制の充実・強化に伴い、豪雨災害、地震災害、大規模林野火災、集団救急事故等において複数の消防防災ヘリコプターが局地的に集結して、活動する機会が多くなっています。

消防庁では、大規模災害時等における航空消防防災体制の充実強化に向け、複数の消防防災ヘリコプターが連携した局地的活動をより効果的かつ安全に行うための運用マニュアルの検討、作成及び検証を行うため、「消防防災ヘリコプター複数機による航空消防活動に係る運用マニュアル作成検討会」（以下「検討会」という。）を設置しました。

2 検討項目

(1) 運用マニュアルの作成

現在、林野火災等に際しての消防防災ヘリコプター複数機の連携活動事例を基礎に、多種多様な災害時における局地的な航空消防活動を行うに当たっての消防防災ヘリコプターの安全かつより効果的な運用方法を体系化するものです。

(2) 図上訓練モデルの作成

複数機運用を実施する責任者や担当者が、緊急時に適切な対応を行うことができるよう、実際の災害発生時と出来るだけ近似した状態を疑似的に経験することができる実践的な図上訓練モデルを作成し、今回作成する運用マニュアルと組み合わせて効果的に使用することで、マニュアルの習熟と複数機運用能力の向上を図るものです。

3 委員等

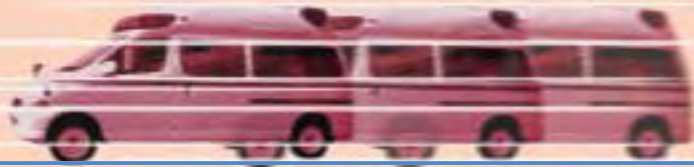
実務面でのマニュアル作成を目標としていることから、下記のとおり有識者、指定都市航空消防隊関係者、都道府県航空消防隊関係者を委員とし、航空及び消防広域応援の主管である消防庁応急対策室を事務局としています。

座長	（敬称略）	
松丸 廣孝	日本電気株式会社	
副座長		
輪形 敏和	財団法人京都市防災協会	
委員		
菅野 史恭	仙台市消防局	
鈴木 美好	東京消防庁	
石川 和滋	名古屋市消防局	
野口 宏幸	京都市消防局	
辻埜 孝義	大阪市消防局	
岡 賢一郎	福岡市消防局	
吉沢 俊二	埼玉県防災航空隊	

4 検討会日程

平成18年8月から平成19年3月までの間に、検討会を4回、実証実験を2回行う。





「消防団協力事業所表示制度」 表示マーク審査委員会を開催

防災課

地域防災の中核的存在である消防団ですが、年々、団員数が減少し、また、特に全消防団員の約7割が被雇用者であることから、事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得ることが必要になっています。

このような状況から、消防庁では、事業所として勤務時間中の消防団活動に対して便宜を図ったり、地域防災のために従業員の消防団への入団促進を図っていることが、地域に対する社会貢献及び社会責任として広く知られて顕彰され、当該事業所の信頼性の向上につながるとともに、事業所の協力を通じて地域の防災体制が一層充実される仕組みである「消防団協力事業所表示制度」を構築するため、今年度、検討会を開催し、運用方法等の検討を進めております。

これに併せ、この制度において消防団活動に協力している事業所に表示するマークを広く募集していましたが、全国の皆様から768作品にも及ぶたくさんのご応募をいただきました。

このご応募をいただいた作品の審査を行うため、平成18年9月21日(木)に、「消防団協力事業所表示制度」表示マーク審査委員会を開催しました。

たくさんの素晴らしい作品の中から最優秀作品1点を選ぶことは、困難を極めました。松本零士審査委員長

を中心に、事業所の消防団への協力を表現し、品格のある作品を選んでおります。

今後は、類似・模倣作品の確認を行い、最優秀作品1点を発表する予定です。

「消防団協力事業所表示制度」表示マーク審査委員

(五十音順敬称略)

委員長

松本 零士 漫画家

委員

秋本 敏文 財団法人日本消防協会理事長

加藤 久明 デザイナー

日本デザイン学会名誉会員

小出由美子 株式会社NHKエデュケーショナル

美術教養部部長

水前寺清子 歌手 消防応援団世話人

中島 芳昭 日本商工会議所理事・事務局長

○応募作品

作品数：768作品

募集期間：平成18年6月19日(月)

～平成18年8月11日(金)



審査委員会の様子
(中央奥が松本零士審査委員長)



審査委員の皆様



全国に広がる女性消防団員

防災課

消防団員数の減少が続く中、全国で着実に増加しているのが女性消防団員です。今回は、女性消防団員の採用を積極的に行っている消防団の中から、新潟市消防団と金沢市消防団の取り組みを紹介します。

女性消防団員「ひまわり隊」誕生!!

(新潟県・新潟市消防団)

1. はじめに

消防団は地域防災体制の中核的な存在として、地域の安心・安全のため大きな役割を果たしていますが、新潟市においても近年の社会環境の変化等により、消防団員数の横ばい傾向や高齢化、被雇用者化等様々な課題に直面しています。

このような中、新潟市消防団では平成18年度重点推進施策として、地域防災力を確保するために女性消防団員の採用を促進し、1方面隊（合計8方面隊）あたり15人、合計120人の女性消防団員採用を目標に積極的な入団促進事業を展開しました。

2. 新潟市消防団の現況

平成17年度の新潟市と近隣13市町村との広域合併により、長い歴史と伝統ある旧市町村の各消防団が解団し、新たに「新潟市消防団」として、1団8方面隊99分団479班、条例定数6,443人（平成18年9月1日現在の実員数は6,198人）の組織が誕生しました。

施設・装備については、普通ポンプ車37台、小型動力ポンプ付普通積載車176台、小型動力ポンプ付軽積載車190台を保有し、防災活動拠点となる消防器具置場を市内456箇所に配置し、地域に密着した災害ワークステーションとして活躍しています。

3. 女性消防団員の誕生

消防団員の被雇用者化・高齢化が進む中、消防団組織を活性化し、市民の安心と安全を確保するため、各方面隊本部付として女性消防団員を採用することとし、市内全世帯配布の市広報誌や各行政区を管轄する支所発行の広報誌に消防団員募集記事を掲載しました。さらに、消防団員募集ポスターを作製し、市内各事業所や公共施設

へ掲示を依頼し、広く募集を呼びかける一方、男性中心の消防団員募集リーフレットを刷新して女性向けの誌面を増やし、女性に対するアピールを前面に出した広報を実施しました。

また、各地域においては方面隊長や分団長を中心に、地域コミュニケーションを活かしたサークル訪問や、紹介による個別訪問などにより入団促進活動を実施した結果、112人体制の女性消防団員が誕生しました。

4. 女性消防団員の活動内容

(1) 平常時

高齢者住宅や一般家庭を訪問しての住宅防火及び普通救命講習等の指導、各種訓練や式典等への参加などソフト面での活動を主業務としています。

(2) 災害及び各種警戒事案等の発生時

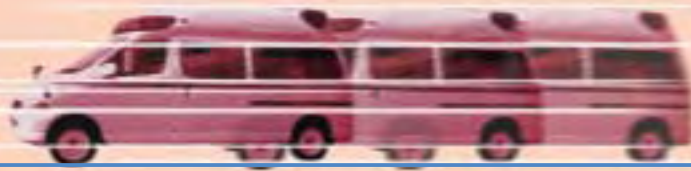
方面隊本部での情報収集活動や後方支援活動を主業務としています。

5. 発隊披露式

平成18年10月1日（日）、新たに出発する女性消防団員の訓練披露を兼ねて、消防団員から公募した女性消防団員の愛称「ひまわり隊」披露式典を実施しました。式には消防庁国民保護・防災部長や日本消防協会理事長が出席し、消防職団員450人、消防団車両52台による分列行進及び人員点検を実施し、警防技術の向上と消防団員の士気高揚を図りました。



女性消防団員発隊披露式の様子



6. 結びに

新潟市消防団は合併をもって新しい歴史を刻んでいますが、「自分たちの街は自分たちで守る」という消防団員の崇高な消防精神である「郷土愛護」は不変のものであり、それぞれの地域に密着した安心の担い手として、市民から大きな信頼を得ています。今回の新潟市消防団の積極的な取組みにより、多くの女性消防団員が入団したことは、より一層、地域の安心・安全の確保に繋がっていくものと思われま

「女性消防団員誕生～加賀鳶のまち金沢～」 (石川県・金沢市消防団)

1. はじめに

加賀鳶の伝統を今に受け継ぐ金沢市消防団は、地域住民との密接な連携のもとに地域に根ざした防災機関として積極的な活動を行っています。金沢市消防団の組織は、第一、第二、第三消防団の下に49分団が組織されており、伝統の加賀鳶はしご登りを後世に残すため、保存会を結成して勇壮華麗な妙技の伝承にも力を注いでいます。

2. 金沢市消防団の現状と課題

都市化による地域住民の連帯意識の希薄化、就業形態の変化など近年の社会経済情勢の影響を受けて、金沢市においても消防団員の減少、高齢化、被雇用者化などの様々な課題に直面しています。

また、全国各地で地震や豪雨災害等の大規模な自然災害が相次いで発生していますが、金沢市でも平成18年豪雪により、市民が危険にさらされる事案が発生するなど、消防団員に対する市民の期待はますます増加しています。金沢市では、平成10年度に「金沢市消防団活性化推進研究会」を設立し、様々な活性化対策に取り組んできましたが、条例定数1,198人に対する実員の充足率が、90%弱で推移し、全国平均からみても低い水準にありました。

3. 女性消防団員採用の経緯

消防団員は、火災防ぎょ活動はもとより、地域に密着した消防機関として災害時における被災者への救護、現場広報及び情報収集等の後方支援活動や住民を対象とした各種訓練指導会等において、きめ細かな対応や、やさしさ、思いやり等の配慮が求められています。一方、社会情勢に目を向けますと、あらゆる分野で男女共同参画が進展し、女性の積極的な社会参加が望まれています。こ



行進訓練をする女性消防団員

のようなことから、男女共同参画社会の実現と、地域防災力の向上を図るため、金沢市消防団では女性消防団員の採用を前提として、女性が入団しやすい、そして活動しやすい環境を模索し、組織体制を整えるべく、当研究会において検討を重ね、平成18年4月より募集し、女性消防団員を採用しました。

なお、募集・採用については、報道発表するとともに、従来から行っている地元地域からの推薦方式とし、一定の裁量権の範囲で採用することで、精鋭団員を育てる環境づくりに重点を置きました。

4. 女性消防団員の活動内容

平成18年10月現在、18人の団員が入団しており、所属については団本部付けとしています。主な活動内容は、災害時要援護者宅への防火訪問や地域住民に対する応急手当の指導のほか、防火防災意識の普及啓発を目的とした広報活動で、女性消防団員ならではのきめ細かな、そしてやさしさと思いやりに配慮した活動を行うこととしています。

なお、当面は火災現場等に出動しての火災防ぎょ活動などは行わないこととしています。

5. 結びに

女性消防団員の活動が一層期待される中、今後は、女性消防団員の能力を最大限に活かすため、金沢市消防団全体における現状を検証し、社会情勢の変化に対応した新たな消防団像を構築すべく、各方面からの意見を取り入れながら、より効率的で円滑な消防団活動の実践に努め、魅力ある組織づくりに取り組んでいくことを予定しています。

平成18年(1月～6月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 住宅火災による死者は過去最多、放火自殺者等を除く死者数は709人で過去最多となった前年同期と同数

平成18年(1月～6月)における建物火災による死者は922人であり、このうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は829人となっています。これは前年同期と比べると2人の増加であり、データの存在する昭和54年以降過去最多となりました。

また、放火自殺者等を除くと建物火災における死者は788人であり、このうち住宅火災による死者は709人となり、過去最多となった前年同期と同数となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は89.9%で、出火件数の割合58.9%と比較して非常に高いものとなっています。

2 総出火件数は2万9,205件、前年同期比2,373件の減少

総出火件数は2万9,205件であり、前年同期と比べると、2,373件の減少(-7.5%)となっており、おおよそ1日あたり161件、9分に1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとに見ますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	16,877	57.8%	▲820	-4.6%
車両火災	3,027	10.4%	▲311	-9.3%
林野火災	1,180	4.0%	▲462	-28.1%
船舶火災	42	0.1%	▲20	-32.3%
航空機火災	1	0.0%	▲2	-66.7%
その他火災	8,078	27.7%	▲758	-8.6%
総出火件数	29,205	100.0%	▲2,373	-7.5%

3 総死者数は1,226人、前年同期比39人の減少

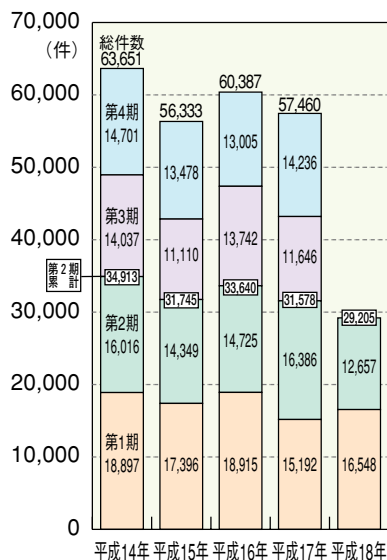
火災による死者数は1,226人であり、前年同期と比べると39人の減少(-3.1%)となっています。

火災による負傷者数は4,646人であり、前年同期と比べると160人の減少(-3.3%)となっています。

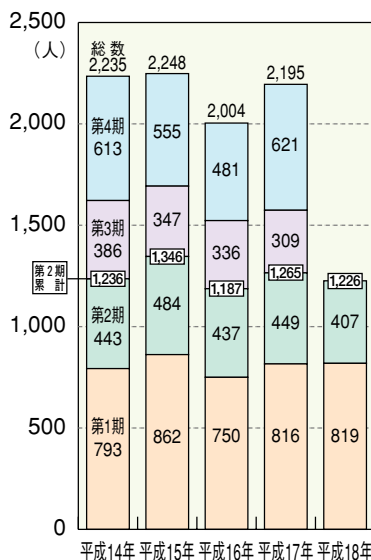
4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)709人のうち、404人(57.0%)が65歳以上の高齢者です。

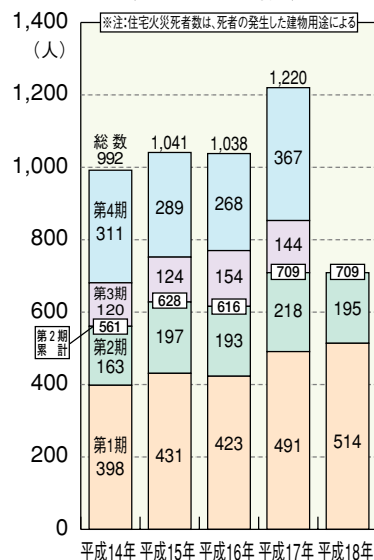
過去5年間の火災の推移



過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移(放火自殺者等を除く)



※第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年同期比較は、逃げ遅れ444人（6人の減少 -1.3%）、着衣着火38人（7人の減少 -15.6%）、出火後再進入11人（4人の減少 -26.7%）、その他216人（17人の増加 +8.5%）となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

全火災2万9,205件を出火原因別にみると、「放火」3,363件（11.5%）、「こんろ」3,102件（10.6%）、「たばこ」2,913件（10.0%）、「放火の疑い」2,558件（8.8%）、「たき火」1,674件（5.7%）の順となっています。

また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、5,921件（20.3%）となっています。

6 住宅防火対策への取組み

近年の住宅火災における死者の急増等を考慮し、平成16年6月に消防法の改正とともに政省令の整備がなされたことに伴い、平成18年6月1日、新築住宅に住宅用防災機器の設置・維持を義務付けた改正消防法が施行されました。また、既存住宅については、市町村条例で定める日（平成19年～平成23年）までは住宅用火災警報器等の設置・維持は猶予されますが、火災による死者数の低減のため、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

消防庁では、これまでも「死者の発生した住宅火災の続発を踏まえた住宅防火対策の徹底について（平成18年1月25日消防予第35号）」等の通知を発出し、住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、住宅火災で亡くなる方を一人でも減らすために広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資するシンポジウムの開催、住宅用火災警報器等の設置・維持指導テ

キストその他の広報資料の作成配布、また、秋・春の火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を実施することにより、住宅用火災警報器の早期設置の促進等を行うこととしています。

7 放火火災防止対策への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、5,921件で、全火災の20.3%を占めています。

消防庁では、平成12年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成し配布するとともに、平成16年12月に学識経験者、消防機関、関係行政機関等からなる検討会による報告書（放火火災防止対策戦略プラン）が取りまとめられ、全国の消防機関へ配布しました。この放火火災防止対策戦略プランについて、消防庁のホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）等で幅広く情報提供を行い、放火火災の防止に向けたハード・ソフト両面からの取組みを推進しています。

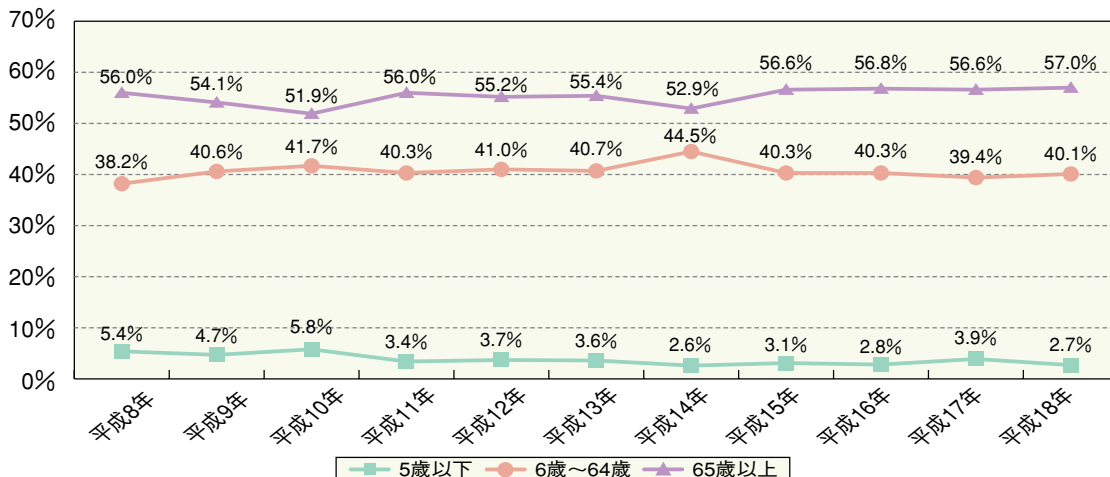
ソフト対策としてチェックリストを活用した自己評価の実施のほか、「平成18年秋季全国火災予防運動（平成18年11月9日～15日）」において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で「放火されない環境づくり」を目指して取組みが進められています。

また、ハード対策として、放火行為の抑制に効果が期待される、火災に至る前の極小火源により生ずる炎に対し警報を発する放火監視機器を開発し、普及するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、設置による効果の検証を行っています。

今後、戦略プランにもとづき、ご近所の底力を活かして、「放火されない環境づくり」による安心で安全な暮らしの実現を目指していきます。

住宅火災死者（放火自殺者等を除く）における年齢区分別割合の推移

※注：住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による。またデータについては平成17年以前は年間の、18年については1月～6月の集計値で算出した。



様々な条件下での救急救命処置の生存率への効果に関して 新たな統計調査様式を用いた結果報告（暫定） ～「ウツタイン様式調査オンライン処理システム」平成17年中登録データ概要～

救急企画室

消防庁では、平成17年1月から、心肺停止傷病者の救急搬送記録を新たな統計調査様式である「ウツタイン様式」にもとづき、オンラインシステムで収集を開始しました。

今般、平成17年中の暫定的な結果が集計され、一般市民により心肺停止の時点が目撃された心原性の心肺停止症例について、

- 救急隊員の心肺蘇生の開始時点が早期であるほど1カ月後の生存率(以下「生存率」と言う。)が向上すること。(心肺停止時点が目撃されてから3分以内に開始された場合、11.0%の生存率)
 - 電気ショックによる除細動が適用された場合の生存率は、適用とならなかった症例に比べて5.0倍であること
 - 一般救急隊員と比較して救急救命士が応急処置を行った場合の生存率は約2.8倍であること
- などが分かりましたので、その概要を発表致します。

1. ウツタイン様式とは

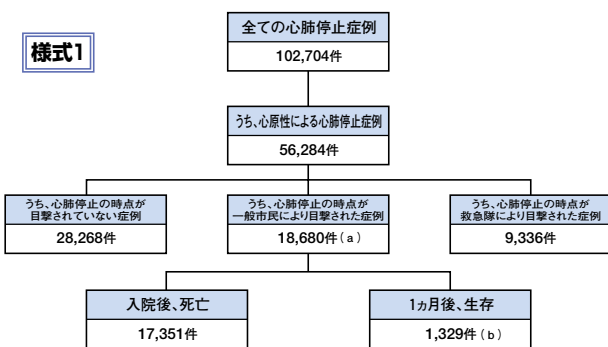
ウツタイン様式とは、心肺停止症例をその原因別(心機能の不全に起因する心肺停止か、否か)に分類

するとともに、心肺停止時点の目撃者の有無、バイスタンダー(現場に居合わせた人)や救急隊員による心肺蘇生法実施の有無やその開始時期(時刻)、除細動実施の有無など、傷病者の発症状況や処置経過を詳細に記録することにより、地域間・国際間で統一的な基準により蘇生率等の統計比較を可能とするための記録様式のガイドラインであり、1990年にノルウェー「ウツタイン修道院」で開催された国際蘇生会議において提唱されたものです。

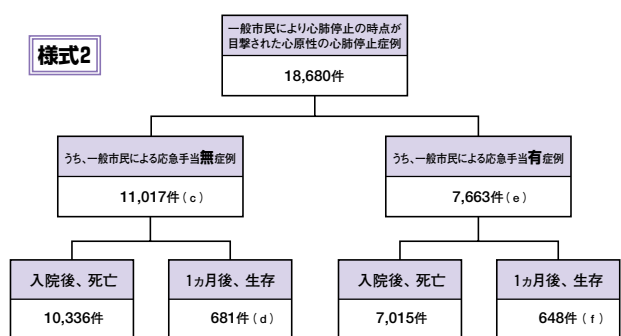
我が国では、救急搬送の対象となった心肺停止症例について、昨年からの全国的に導入しており、消防機関と医療機関の連携により、今後のプレホスピタル・ケアの充実に活用していくこととしています。

2. ウツタイン様式を活用した分析（試行）

これまでの統計調査(救急蘇生指標)と比べて、蘇生が期待できない症例と、蘇生可能な症例(目撃された心原性症例)を区別できることから、市民により目撃された心原性症例(1万8,680件)のうちの1カ月後生存例(1,329件、7.1%)について、より正確な救命効果の分析の一環として、次の4点について



生存率 : $b/a \times 100 = 7.1\%$



生存率 : $d/c \times 100 = 6.2\%$

生存率 : $f/e \times 100 = 8.5\%$

て試行的に分析を行うこととしました（様式1～5を参照）。

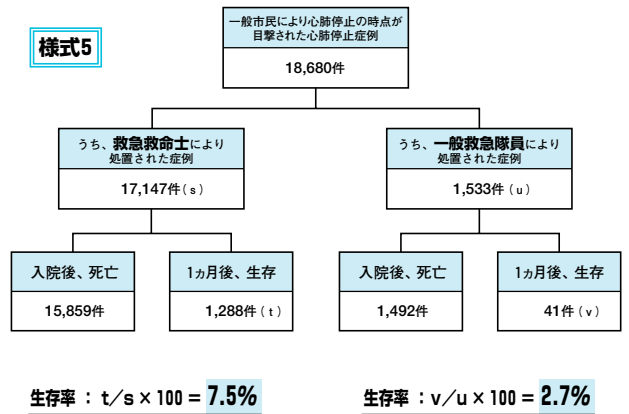
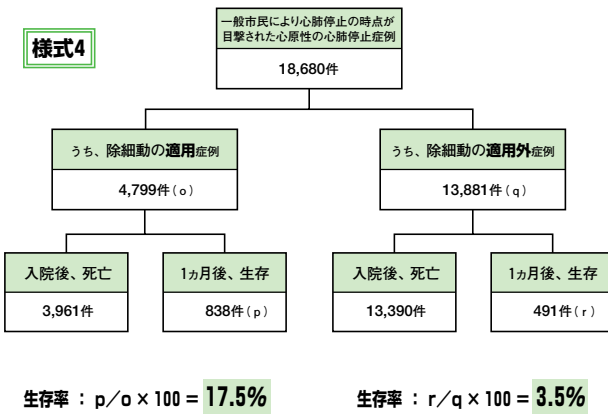
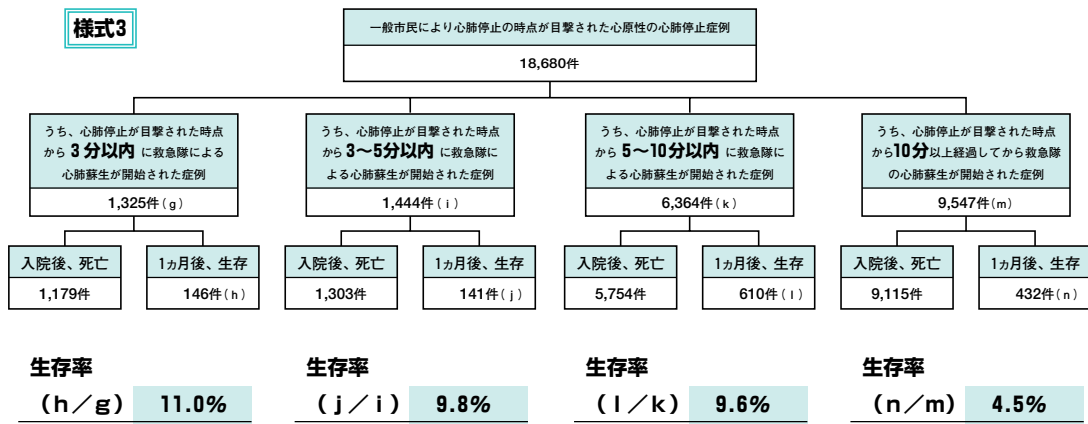
- (1) バイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当が行われた症例の1カ月後生存率は8.5%で、行われなかった場合と比べて、約1.4倍（2.3ポイント）高くなっています。（様式2）
- (2) 救急隊員による心肺蘇生の開始時点についてみると、心肺停止時点が目撃されてから3分以内なら1カ月後生存率は11.0%、3～5分以内なら9.8%、5～10分以内なら9.6%となっており、早期の心肺蘇生の重要性が明らかです。（様式3）
- (3) 電気ショックによる除細動の適用となった症例の1カ月後生存率は17.5%であり、適用外であった場合と比べて、5.0倍（14.0ポイント）高くなっています。（様式4）
- (4) 救急救命士の導入効果については、救急救命士

によって処置された傷病者の1カ月後生存率は7.5%であり、一般救急隊員によって処置された場合と比べて、約2.8倍（4.8ポイント）高くなっています。（様式5）

3. 今後の展望

2以外にも、本年4月から可能となった救急救命士による薬剤投与の効果や、初期心電図波形別の救命効果の相違、さらには1カ月後生存率だけでなくより詳細な症状経過や回復程度といった分類による分析も期待されています。

一方で、データ精度の更なる向上のためには、一部で散見される入力漏れや誤入力を早期に解消することが求められており、今後はシステム説明書の改訂、入力要領の徹底、オンラインシステムの改修などに努めていくこととしています。



平成18年秋季全国火災予防運動の実施

予防課

『消さないで あなたの心の 注意の火。』を統一標語に掲げ、11月9日(木)から15日(水)までの7日間、全国的に火災予防運動を実施します。

火災予防運動の目的は、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践することにより、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことです。

平成17年中の火災件数は5万7,460件であり、前年と比べると、2,927件減少しました。しかし、住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)は1,220人となり、前年と比べると182人も増加し、記録に残る昭和54年以降で最悪の事態を迎えています。

今後も、高齢化の進展に伴い住宅火災での死者数がさらに増加するおそれがあることから、6月1日の改正消防法の施行に併せ、総務大臣により「住宅防火推進宣言」が行われました。

これらを踏まえ、本年の火災予防運動は、「住宅防火対策の推進」、「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」を重点目標に掲げ積極的に取り組むこととします。重点目標、推進項目及び地域の実情に応じた重点目標の具体的な内容は次のとおりです。

重点目標

(1) 住宅防火対策の推進

改正消防法が施行され、新築住宅については住宅用火災警報器の設置が進んでいるところですが、既存住宅についても住宅火災による死者の低減という本来の目的を踏まえ、市町村条例で定める日を待つことなく住宅用火災警報器の早期設置の促進を図るものとします。

また、地域が一体となって、関係機関及び関係団体と連携し、安心・安全なまちづくりの一環として、高齢者等の災害時要援護者を中心とした防火安全対策の推進を図るものとします。

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

平成17年中の放火による火災は、7,225件で、平成9年以降連続して出火原因の第1位となっています。このことから「放火火災防止対策戦略プラン」を積極的に活用し、放火火災に対する地域の対応力を向上させます。また、物品販売店舗等について、死角となりや

すい箇所可燃物の整理整頓、避難経路の確実な確保等について指導するものとします。

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

本年1月の長崎県大村市で発生したグループホーム火災等を踏まえ、特定防火対象物等における防火管理体制等に対する指導を行うとともに、消防用設備等の維持管理や防災物品の使用等の徹底を図るものとします。また、違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導など、関係機関等との連携強化を図り、総合的な防火安全対策の徹底を図るものとします。

2 推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア) 住宅火災による死者数の急増を踏まえた住宅用火災警報器の早期設置の促進
- イ) 住宅用火災警報器の不適合販売に係る予防策の周知
- ウ) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- エ) 防災品の普及促進
- オ) 暖房器具の安全使用のための事前点検及び安全な灯油用容器の使用の啓発
- カ) 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- キ) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- ク) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

- ア) 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ) 物品販売店舗等における放火火災防止対策の徹底
- ウ) 放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア) 防火管理体制の充実
- イ) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ) 防災物品の使用の徹底及び防災製品の普及の促進
- エ) 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底

- オ) 違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進
- カ) 認知症高齢者グループホーム等高齢者等が入居する防火対象物の防火安全対策の徹底
- キ) 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底
- ケ) 文化財建造物等における防火安全対策の徹底

3 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開します。

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア) 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等の整備充実
- イ) 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 震災時における出火防止対策等の推進

- ア) 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
- イ) 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進
- ウ) 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進

(3) 大規模産業施設の安全確保

- ア) 当該施設の実態把握
- イ) 当該施設で取扱う危険性物品(廃棄物の処理・加工品を含む。)の把握
- ウ) 当該施設に係る防火安全対策の徹底

(4) 電気火災予防対策の推進

- ア) 電気配線の適切な維持管理
- イ) 老朽化した電気器具や電気配線の交換
- ウ) 電気器具、電気配線の正しい使用の徹底

(5) 消火器の適切な維持管理

- ア) 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
- イ) 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

さらに、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火いのちを守る 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行っていきます。

~住宅防火いのちを守る 7つのポイント~

— 3つの習慣・4つの対策 —

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

4 全国火災予防運動ポスター

消防庁では、秋季全国火災予防運動に向けて、「防火ポスター」を15万枚作成し、全国の消防機関等へ配布しました。

ポスターの作成に当たり、現在テレビ等で活躍されている、女優の上野真未さんにモデルをお願いしたところ、趣旨をご理解いただき、快くご協力頂きました。



秋季全国火災予防運動広報用ポスター

平成18年度国際緊急援助隊救助チーム 総合訓練へ参加

参事官

海外で地震などの大災害が発生した際、捜索・救助活動にあたる「国際緊急援助隊 救助チーム」の総合訓練が、10月2日（月）～6日（金）に兵庫県立広域防災センター（兵庫県三木市）にて開催されました。

この総合訓練は独立行政法人国際協力機構（JICA）が主催し、国際緊急援助隊の一つである救助チームを構成する消防庁、警察庁、海上保安庁が、被災国からの要請に応じて迅速かつ効果的に活動できるよう、毎年同訓練を実施しています。参加者は災害現場で必要とされる知識や技術を座学や実地訓練を通じて習得しただけでなく、

訓練を通じて省庁間を超えた理解と連携を深めました。

※国際緊急援助隊（JDR=Japan Disaster Relief team）の救助チームは、直近では昨年10月にパキスタンで発生した大地震に際し派遣され、被災国での献身的な活動により人々に大きな希望と安心感を与えました。

今回の訓練の参加者は174名のほり、そのうち消防関係からは、62の国際消防救助隊登録消防本部から受講生、アドバイザー及び講師として39名が参加し、消防庁国民



シミュレーション訓練



削岩機による掘削



画像探査機による検索



要救助者の観察



夜間訓練前の食事風景（携行食）

保護・防災部参事官付国際緊急援助係からオブザーバーとして参加した2名も含めて、消防関係としても過去最大規模の参加となりました。また、実際に国際緊急援助隊救助チームに帯同する医療班の医師、看護師や海外からの受講者19名（11カ国）も参加しました。海外の災害現場では、他国の救助チームと共同で救出活動を行うこ



エンジンカッターによる切断

ともあり、国際色豊かな今回の訓練を通じ、今後の活動において更なる国際連携が期待されます。平成15年5月のアルジェリア地震では、日本の救助チームがトルコの救助チームと連携して生存者1名を発見、救出した実績もあります。

タイ王国内務省防災局との国際交流

参事官

後任消防防災専門家の派遣

平成16年スマトラ沖大地震・インド洋津波災害により、甚大な被害を受けたタイ王国から、日本国政府に対し消防防災分野における技術協力要請があり、また、平成17年7月には、タイ王国内務省と総務省消防庁との間で「消防防災分野における包括的な協力に関する共同宣言」がなされたことを受けて、消防庁では長嶋敏昭氏（現東京消防庁参事兼広報課長）をタイ王国内務省防災局長アドバイザーとして平成17年9月から平成18年4月までの間、タイ王国へ派遣しました。

派遣中の長嶋氏の功績がタイ王国政府から高い評価を受け、更なる派遣要請がされたことから、消防庁は、東京消防庁の協力を得て宮代隆夫氏（元東京消防庁尾久消防署長）を後任に決定し、平成18年9月から平成20年3月までの間派遣することとしました。

任務としては、タイ王国内務省防災局長アドバイザーという前任の任務を引き継ぐほか、①政府とコミュニティの災害対応インストラクター養成研修システムの構築、②災害対応に係る防災アカデミーの組織能力の発展につ

いて等、新たな任務を担当することとなり、タイ王国から日本の消防に関する期待が益々膨らむ状況となっております。

宮代氏は、タイ王国内務省防災局職員の熱烈な歓迎を受け、同局長アドバイザーとしてタイ王国内の災害の状況等の把握に励み、任務を完遂するために活動を開始しております。



宮代隆夫氏（左）と高部正男消防庁長官

ヘリコプターからの直接衛星通信実証実験の実施について

防災情報室

平成17年7月「初動時における被災地情報収集のあり方に関する検討会」において、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）による被災地情報収集について提言を受けたことを踏まえ、消防庁では「ヘリコプターによる被災地情報収集の在り方検討会」を立ち上げ、その実現に向けて検討を行っております。

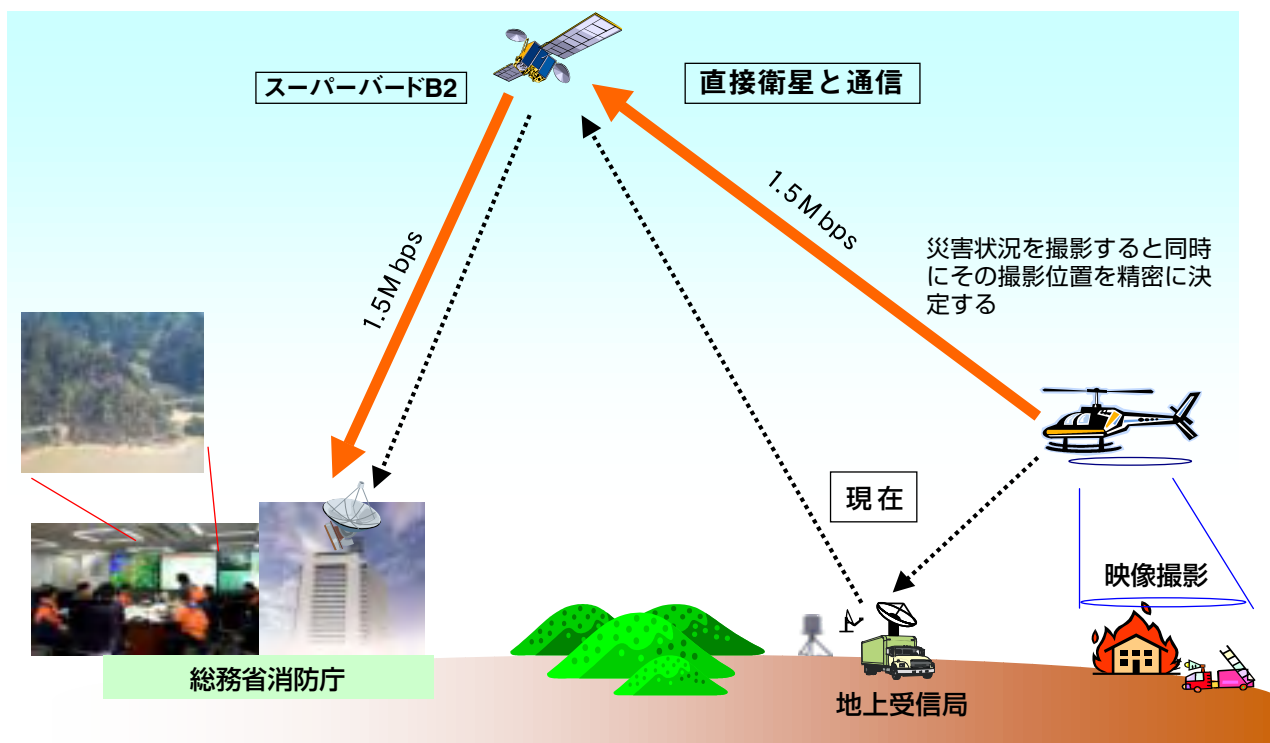
その一環として、去る9月26日消防庁消防防災・危機管理センターにおいて、消防庁と独立行政法人情報通信研究機構（NICT）の関係者が見守る中、映像・音声送受信の実証実験を行いました（写真）。これは独立行政法人情報通信研究機構が開発したヘリサットと消防庁の消防防災通信ネットワークを用いて、ヘリコプターから撮影した映像を衛星に直接送信する方法により、被災地の情報をリアルタイムに消防庁に送ることができるか、さ

らに被災地情報収集に十分な映像であるか実験したものです。

今回の実験においてヘリサットの有用性は十分確認できたところですが、消防庁としてはシステムの実用化に向け、更なる検討を行っていきたいと考えております。



ヘリコプター衛星通信概念図



現在は、ヘリコプターからの映像を地上受信局に一度伝送した後、衛星に伝送し、消防庁で受信していますが、ヘリコプターと衛星とが直接通信することが可能となれば、地上受信局が設置されていない地域や山間部等の障害物がある地域であっても、リアルタイムに被災状況を収集する事が出来ます。

「救急の日2006」の実施結果について

救急企画室

1. はじめに

今年の「救急の日2006」は9月8日(金)及び9日(土)の2日間、総務省消防庁・厚生労働省・財団法人日本救急医療財団・日本救急医学会が主催し、JR東京駅・丸の内北口ドームにおいて開催されました。このイベントは昭和57年以降、「救急医療週間」及び「救急の日」の実施にあわせて、この期間中に毎年開催されているものです。

2. 「救急の日2006」の実施状況

8日のオープニングセレモニーでは、赤松正雄厚生労働副大臣(当時)、高部正男消防庁長官、島崎修次日本救急医療財団理事長、山本保博日本救急医学会代表理事らが出席し、テープカットが行われました。

メインステージ上で実演された東京消防庁の救急隊による気管挿管と薬剤投与を含む救急救命処置や、自動体外式除細動器(AED)等を使用した一般市民による応急手当から救急隊の処置へと引継ぐ、いわゆる「救命の連鎖」のデモンストレーションには、多くの乗降客が足を止めて見入る姿が見受けられました。

展示コーナーにおいては、東京消防庁の協力により、子供サイズの消防制服や各種活動服、防火衣等が準備され、家族連れが訪れては盛んに着せ替えて、小さな消防士たちの可愛い姿を、写真に収めていました。

また企業ブースにおいては、国内各メーカーのAEDを始め、感染防護器具や各種気道確保器具、自動式心マッサージ器など「救命の連鎖」のそれぞれの場面において用いられる資器材が、系統立ててわかりやすく紹介されていました。

3. おわりに

ここ数年、救急救命士の実施する処置範囲の拡大や、心肺蘇生法の実施の改定など救急をとりまく社会的環境は大きく変化しており、また、増え続ける救急出場件数への対応や、災害現場における医療機関との連携など、救急に対する要望は、さらに多様化しています。

そこで今後は、従来のイベントの経験をしっかりと継承しつつ、救急をめぐる最近の社会的環境・情勢に合わせてより効果的で意義のある普及啓発のイベントとして、継続してまいります。



オープニングセレモニー(テープカット)



観覧に際し、談笑する高部長官と赤松副大臣(当時)



救急隊によるデモンストレーション

平成18年度救急功労者表彰式の開催

救急企画室

「平成18年度救急功労者表彰式」は、9月8日(金)にKKRホテル東京において開催されました。

この表彰は、救急業務の推進に貢献し、社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった個人及び団体を表彰するもので、以前からこの趣旨により感謝状の授与を行っていたところですが、平成12年度から消防庁長官による表彰となり、今年度で7回目の表彰となります。

表彰式には、関口和重全国消防長会会長、佐野徹治財団法人救急振興財団理事長を来賓としてお迎えし、個人15名及び2団体に対して表彰状を授与しました。

高部正男消防庁長官からは、受賞者の功績に対する賛辞とともに、国民の救急業務への期待がますます高まるなかで、今後とも救急業務の更なる整備・発展のための尽力をお願いしたいとの式辞がありました。これを受け、受賞者からは、今後は思いを新たに、救急医療の更なる増進に尽くすことを誓う

との謝辞が述べられました。

消防庁においては、今後ともこのような個人及び団体等と緊密な連携を図りつつ、救急医療体制の更なる整備・発展を図っていきます。



平成18年度救急功労者表彰受賞者による記念撮影

平成18年度救急功労者表彰受賞者名簿

<個人表彰>

綾部 隆夫 医療法人綾部医院院長
 宇都木 伸 東海大学専門職大学院実務法学研究科教授
 神納光一郎 東洋医療専門学校副校長
 小濱 啓次 川崎医療福祉大学医療福祉学部保健看護学科教授
 兼川崎医科大学名誉教授
 小林 國男 帝京大学医学部名誉教授
 澤田 芳昭 財団法人山梨厚生会塩山市民病院院長
 品川晃一郎 医療法人協生会品川病院理事長
 谷口 繁 岩手医科大学名誉教授

常松 克安 元参議院議員
 永井 康興 医療法人永井病院理事長
 新村 健 鹿児島赤十字病院名誉院長
 野崎 洋文 財団法人太田総合病院附属太田熱海病院
 介護療養型医療施設所長
 松波 英一 医療法人蘇西厚生会松波総合病院名誉院長
 丸山 正則 新潟県立中央病院副院長兼救急部長
 渡邊 晃 独立行政法人国立病院機構
 水戸医療センター名誉院長

<団体表彰>

カガク興商株式会社

社団法人 日本自動車工業会



高部長官による式辞



謝辞を渡す渡邊晃氏と高部長官



CHIBA



千葉県 松戸市消防局
消防局長 大野 正一

暮らしが自然と調和する緑のふるさと松戸

本市は都心から20km圏、千葉県の東葛飾地域(北西部)の一翼に位置し、江戸川を境に東京都葛飾区と接しています。市域面積は61.33km²で東西11.0km、南北11.5kmと、ほぼヒシガタ状のひろがりとなっており、首都圏のベッドタウンとして現在約48万人の人口を有しています。



江戸川と市内の風景

は平成18年7月に国の重要文化財に指定され、伝統と歴史が息づくまちでもあります。

最近では、市の将来像である「暮らしが自然と調和する緑のふるさと松戸」の実現に向け、市民・企業・行政の3者が一体となって、みどりと共に暮らす豊かさを大切に思い、松戸のみどりを育てていくため、緑の理念・基本姿勢・誓いなどを盛り込んだ「松戸みどりの市民憲章」を制定し、憲章の精神を反映した具体的なアクションプランを実行している「みどり豊かなまち」でもあります。

消防局の体制としては、1局3方面本部10消防署、504名の職員が勤務しており、地域に根ざしたより安全で安心なまちづくりにまい進しているところです。



重要文化財「戸定邸」

『5分救急体制』から生まれた消防救急車

救命率を大幅にアップさせるため覚知から現場到着までの時間を平均5分以内とする「5分救急体制」を維持してきましたが、救急需要の増加によりそれが困難となるケースが相次いできました。「赤い救急隊」による救急補充活動により体制の維持にも努めてきましたが、この「赤い救急隊」は消防自動車であるため、傷病者の搬送はできませんでした。運びたいけれど運べないというジレンマから、消防車と救急車の機能をあわせ持った車をとすることで、関係機関との協力により、調査・研究を重ねた結果、平成17年全国の消防本部に先駆けて、消防救急自動車を導入しました。

消防救急車は、全長5.7m、全幅1.9m、全高2.9mで救急車よりひとまわり大きく、消防車よりはひとまわり小さい仕様となっています。乗車人員は4名のうち3名以上を救急隊有

資格者とし、通常は消防車として運用していますが自署の救急車が出場中に救急事案が発生した場合は、システム上で自動選定され救急車として出場します。サイレンの種類も消防車と救急車がありそれぞれ使い分けが出来るようになってきました。



消防救急車

近頃では認知度も上がり消防救急車は大変頼りになるという理解が市民にも広がってきています。

安心して暮らせる環境づくり

松戸市では、早い段階でのより適切な救急救命処置を目的とした松戸市救急救命ネットワークを構築し、不特定多数が利用する施設等で自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を設置した市内の事業所や市関係機関を「救急救命ステーション」と位置付けています。

「救急救命ステーション」は、平成18年10月現在、民間事業所・市関係機関をあわせて44事業所あり、1次救命処置に必要なAED等の救急資器材を備え、職員従業員を対象とした救命講習も実施され、AEDの操作方法を含めた応急救護知識の普及が図られています。「救急救命ステーション」は大規模災害時、地域の住民の拠点として一時的な応急救護施設としての役割も担うこととなります。

各消防署では救急車はもちろん、すべての水槽付ポンプ車及び救助工作車にもAEDを搭載し、救急車に先行して救急現場に出場したときなどには、傷病者にすぐ対応できるよう日常から訓練しています。

この松戸市救急救命ネットワークが市民と一体となった「安心で安全なまちづくり」実現のためのひとつの手段となることが期待されています。

市民への誓い

おわりに、消防局では常に市民の期待に応え続ける組織とすることを基本理念とし、全国トップ水準の消防技術を持った「プロ集団」を目指しています。一例として、新規採用職員には、消防学校初任教育卒業後に基礎訓練を中心とした集中訓練を2カ月間実施し、それ以外の職員には、消防隊・救助隊・救急隊の全隊を対象とした活動検証を行っているほか、様々な研修も開催しています。

それらの成果として平成18年度には、救助隊3チームが全国救助技術大会に出場し、意見発表会では本市消防局としては初めて、関東地区を代表して全国大会に出場しました。

これは組織の一員として、職員一人ひとりが自覚を持ち、止まることなく精進を続けてきた賜物であると認識しています。これからもより一層の努力・精進を職員に期待し、松戸市消防局として今以上に「精強な消防」「頼りになる消防」を築いて参ります。

緊急消防援助隊情報

応急対策室

緊急消防援助隊は、全国の消防本部等からの登録部隊により構成されており、平成18年4月1日現在の登録状況は、776本部から3,397隊(重複登録を除く)が登録されています。消防庁では平成20年4月に公表する登録部隊数を4,000隊規模に整備するよう各消防本部等の協力を頂き、順調にその増強を図っているところです。

そこで、今回は平成18年度新規登録消防本部の中から各道県に推薦を頂いた5つの消防本部様の紹介をします。

緊急消防援助隊登録に関する基本計画を策定

北海道 南十勝消防事務組合消防本部

南十勝消防事務組合は、農業王国「北海道十勝」の南部に位置し、ロマンに溢れた個性と創造のマチおこしに取り組む4町村で構成しています。

今年2月、関係村の配置分合があり消防本部は組織・人員ともに減退を余儀なくされましたが、地域の隣善関係と重厚な署所連携を保ち、常に視野の広い消防貢献を目指しています。本年4月緊急消防援助隊(救急隊)登録にあたっては、平成12年有珠山噴火災害において水槽隊を現地派遣した実績を踏まえ、より円滑かつ迅速な応援対応を図るため「緊急消防援助隊登録(救急隊)に関する基本計画」を独自策定するなど周到な準備を講じて登録を待ちました。冬季派遣を想定したエアテントの整備など支援部分に課題も残っておりますが、登録の重みを噛み締め、緊急消防援助隊としての使命を果たし被災



登録車両とその救急隊員

地住民の安心・安全を確保できるよう出動基盤の整備に万全を図ります。

緊急消防援助隊への参加について

愛知県 知多南部消防組合消防本部

知多南部消防組合消防本部が管轄する知多半島南端の美浜町・南知多町は、2つの離島を持つ風光明媚な観光地として、夏の海水浴をはじめ1年を通じて観光客で賑わっています。そのため、救急搬送人員の23%は、管内居住者以外との特徴があります。

今年度から新たに、緊急消防援助隊愛知県隊として救急部隊を登録しました。緊急消防援助隊として出動する時に持てる知識と技術を遺憾なく発揮して活動できるよう、隊員は日頃のチームトレーニングはもちろん、各種合同訓練等に積極的に参加し、より高度な技術の習得と県を越えた他部隊との連携能力の向上に努めています。



登録救急自動車と訓練風景

緊急消防援助隊に登録

三重県 菰野町消防本部

菰野町消防本部は平成18年4月1日付けで緊急消防援助隊に登録いたしました。

当消防本部は、三重県北西部に位置する面積約100km²、人口約4万人の菰野町を管轄とし、昭和60年に発足以来、市職員数40名の少規模消防ながらも、救急Ⅱ課程以上を



登録救急自動車

全員が修了した他、救急救命士8名の養成及び消防大学
校教育への9名の研修派遣等、教育訓練の充実を図り体
制の強化に努めてまいりました。

この度、災害対応特殊救急自動車を配備し、更なる救
急体制の充実を図るとともに、消防広域応援の一端を担
うこととなり、その重責を痛感し、応援出動体制の強化
はもとより知識技術の練磨に励む所存です。

緊急消防援助隊への意気込み！

佐賀県 有田町消防本部

当消防本部は佐賀県の西端に位置し、「有田焼」や
「佐賀牛」などの名で知られる窯業と農業の盛んな有田
町・西有田町の2町を管轄区域として昭和46年4月の常
備消防政令指定を受け設立され、同年7月に消防業務を
開始しました。平成18年3月には両町の合併により、新
「有田町」、管轄人口2万2,160人となり、この合併を契
機として、同年4月に緊急消防援助隊に登録しました。
管内での大規模災害等発生時には、隣接消防をはじめ管
轄外からの消防応援を受けることとなりますが、今後は
当消防本部も応援を受けるのみではなく、管轄外での大



登録水槽付消防ポンプ自動車

規模災害発生時には緊急消防援助隊として活動すること
となるため、円滑かつ迅速な応援体制の整備に万全を
図っているところです。

緊急消防援助隊に登録することにより、多種多様な災
害に備えての訓練等の参加により貴重な体験にもなるこ
とから、消防本部としての対応能力の向上や資機材の充
実、隊員の訓練対応等の向上にもつながるものと考えて
います。

全国の緊急消防援助隊登録消防本部の中でも消防職員
数38名と最小規模の消防本部だと思いますが、災害等に
備えて最大限努めて行く所存です。

緊急消防援助隊への取組みについて

鹿児島県 大口市外四町消防組合

大口市外四町消防組合は、鹿児島県の北端に位置し、
北は熊本県、東は宮崎県に接し、市町村合併により現在
1市2町で構成される、1本部2署2分遣所、職員数78
名体制により、住民の安全確保に全力を挙げて取り組ん
でいます。

管内人口は約4万4,000人、管内面積約536km²で、管内
を九州自動車道が通り、交通の便、産業ともに発達して
います。

緊急消防援助隊(消火隊)登録については、県外での大
規模災害発生時の活動及び訓練等を通して、消防本部と
して円滑かつ迅速な応援対応力を会得するとともに、隊
員に多種多様な災害に備えての訓練等を重ねることによ
り、登録の重要性を認識させることができるものと考えて
います。

これらの経験を管内での万一の災害活動等にも活か
し、地域住民の安心安全の確保を図る所存です。



登録消防ポンプ自動車

■平成19年度消防大学校教育訓練計画について

消防大学校は、平成19年度の教育訓練計画を右表のとおり定めました。

平成18年度の教育訓練計画では各学科・コースを大幅に見直しましたが、平成19年度はその改革を継続し、内容を一層充実します。

まず、平成18年度より、従来の「本科」と「幹部研修科」を統合再編して新設した総合教育「幹部科」では、平成19年度から「e-ラーニング」による事前学習と集合教育とのブレンディング教育を本格運用し、教育内容の充実を図ります。受入れ枠についても、平成18年度の「定員60名 年間4回（年間定員240名）」から「定員72名 年間5回（年間定員360名）」へと拡大しました。

また、平成19年度の幹部科は、受入れ対象とする新任消防司令の上限年齢を52歳まで引き上げるとともに、中規模消防本部（管内30万人未満・消防吏員数300人未満）にあって消防司令補の階級にある者についても入校を認めるなど、入校要件の見直しを行いました。これは、職員の大量退職期に対応して、より多くの上級幹部にふさわしい人材を養成するため、当面の臨時的な措置として実施します。



火災調査科模擬家屋調査実習

次に「救急科」については、同学科内で平成15・16年度は気管挿管講習、平成17・18年度は薬剤投与講習を行ってきましたが、平成19年度は、気管挿管講習と薬剤投与講習をセットで実施します。これにより、教育日数が44日間から53日間に延長されます。

両講習とも各都道府県でそれぞれ実施されているところですが、救急業務に従事する救急救命士の数（1万7千名弱）に対し、気管挿管・薬剤投与とも認定されている者（4百名弱）がまだ少なく、消防大学校としても双方の資格を有し、かつ、救急分野の幹部・教育指導者として活躍できる救急救命士の養成が重要であると考えております。

さらに、実務講習については、同時期に実施をしていた「特別高度救助コース」と「NBCコース」を統合し、一つの募集枠としました。これにより、従来の「特別高度救助コース」の募集枠であった政令指定都市枠はなくなります。また「防災実務管理コース」と「国民保護コース」については、それぞれ年間定員108名を維持しつつ、それぞれ年1回、全国の担当者が一堂に会する形で実施し、内容の一層の充実を図ってまいります。



救助科総合想定訓練

平成19年度消防大学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目 的	期数 回数	定員 (名)	入寮期間 (平成19年4月～ 平成20年3月)	教育 日数 (日)	入寮 日数 (日)		
総合教育	幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	5	72	4/11～6/6	37	57		
			6	72	6/13～8/1	34	50		
			7	72	8/28～10/18	34	52		
			8	72	10/31～12/19	34	50		
			9	72	1/22～3/7	32	46		
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	71	48	1/7～1/24	12	18		
	新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	3	60	5/7～5/17	9	11		
消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	4	60	5/22～6/1	9	11			
		51	36	7/25～8/2	7	9			
専科教育	警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	52	36	11/13～11/21	7	9		
			81	60	6/12～8/3	37	53		
	救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	82	60	10/29～12/20	37	53		
			56	48	4/11～6/6	37	57		
	救急科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	57	48	8/22～10/17	37	57		
			67	36	4/10～6/27	53	79		
	予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	68	36	8/21～11/7	53	79		
			82	60	8/22～10/17	37	57		
	危険物科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	83	60	1/15～3/7	37	53		
			2	36	11/26～12/20	18	25		
火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	13	48	6/12～8/3	37	53			
		14	48	10/23～12/14	37	53			
新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	2	72	3/11～3/19	7	9			
実務講習	緊急消防援助隊教育科	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	3	36	4/16～4/20	5	5		
			高度救助コース	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	2	48	3/5～3/13	7	9
			NBC・特別高度救助コース	緊急消防援助隊のNBC災害対応要員や特別高度救助隊の隊長等に対し、そのNBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。	1	48	1/28～2/8	10	12
			航空隊長コース	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	3	36	8/20～8/24	5	5
			航空隊コース	消防・防災航空隊の救助隊員等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	4	36	7/2～7/19	13	18
	危機管理・防災教育科	トップマネジメントコース	地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させる。	5	68	*7月頃	1		
				6	68	*11月頃	1		
		防災実務管理コース	地方公共団体の防災実務管理者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	6	108	10/22～10/26	5	5	
		国民保護コース	地方公共団体の国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	5	108	1/7～1/11	5	5	
		自主防災組織育成コース	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	3	48	2/18～2/22	5	5	

*：施設外で実施する学科等の実施予定時期

消防大学校成績優秀者

科名(期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)	科名(期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
救助科 (第55期)	木村 寛	埼玉県消防学校 (埼玉)	予防科 (第80期)	石井 健治	盛岡地区広域行政事務組合消防本部 (岩手)
	岡村 浩之	東京消防庁 (東京)		佐藤 清	相馬地方広域消防本部 (福島)
	佐藤 孝行	大阪市消防局 (大阪)		小林 美和	喜多方地方広域市町村圏組合消防本部 (福島)
	山戸 邦弘	広島県消防学校 (広島)		井戸田 基	小牧市消防本部 (愛知)
	橋本 久	広島市消防局 (広島)		山本 修三	松山市消防局 (愛媛)
			吉原 寛二	鹿児島市消防局 (鹿児島)	

「防災DIG」自治体と大学生で初のコラボレーション

江別市消防本部

江別市消防本部は7月15日、北海道消防学校において北海道教育大学と共催で「防災DIG訓練」を開催しました。午前は、消防本部の指導による防災訓練を行い、午後の防災DIG訓練では、学生や聴覚障害者ら約300名が10人前後のグループに分かれ、北海道教育大学佐々木貴子助教授の指示やライフライン等の関係機関からのアドバイスを受けながら、震災時に避難する際の行動等について話し合いました。今回のように自治体主催の訓練に、大学が共催するのは道内では初の試みです。



DIG (地域地図を使った図上型訓練)訓練の様子

消防学校への体験入校を実施

京都市消防局

山科少年消防クラブは8月22日、体験研修として「京都市消防学校半日体験入校」を実施しました。参加した27名のクラブ員は、顕彰碑に参拝した後、学校庁舎・寮室等の見学を行いました。また、初任教育生から「市民指導」の一環として、ホースの伸ばし方と撒き方を教わったり、規律訓練、防火衣着装訓練の指導を受けました。クラブ員は、厳しい指導教官のもとできびきびと動く初任教育生の姿を目の当たりにして、消防に対する考えやイメージが、より信頼の厚いものとなったようでした。



消防訓練では、ホースの担ぎ方、撒き方等を実施

消防通信 望楼 ぼうろう

市民病院の敷地内に救急出張所を開設！

大津市消防局

大津市消防局は10月1日より、市内中心部の救急体制の強化とメディカルコントロール(事後検証、症例検証)の充実強化を図るため、大津市民病院敷地内に新たに救急出張所を開設しました。これにより、専任救急隊は8隊となり、管内の救急担当エリアを7から8エリアに細分化することが可能となったため、救急車到着時間の短縮と救命率の向上を図ることができます。また、病院敷地内に出張所があるため、重症事故や大規模災害発生時にも病院、医師との連携強化が望めるようになりました。



市内中心部の救急体制の強化を図っていく

安心ネットワーク119の運用を開始

鹿児島市消防局

鹿児島市消防局は8月30日より、災害情報等を電子メールで配信する「安心ネットワーク119」の運用を開始しました。このサービスは、鹿児島市内で発生した火災や自然災害等の情報に限らず、気象に関する警報や避難勧告、避難所開設等に関する情報を携帯電話やパソコンに配信するもので、文字情報で配信されることから聴覚障害者が利用しやすい等のメリットがあります。また、消防指令台と連動して情報配信するシステムは全国的にも珍しく、登録者にリアルタイムな情報を提供します。



消防指令台と連動して情報配信する

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

雪害に対する備え

防災課

冬になると日本列島は西高東低の気圧配置となり、特に日本海側で多量の降雪がもたらされます。積雪や雪崩などによる交通機関・農作物・構築物などへの被害を総称して「雪害」と呼んでいますが、この「雪害」は単に経済的な損失のみにとどまらず、人命に影響を及ぼすこともあります。

昨冬(平成17年12月～平成18年3月)は20年振りの大雪であり、山陰から東北にかけての日本海側で大量の降雪となりました。気象庁が積雪を観測している全国339地点のうち、23地点で観測開始以来の最深積雪記録を更新し「平成18年豪雪」と命名されました。

この豪雪によって亡くなられた方は、全国で152名にも達しました。多くの場合は除雪作業中の被害であり、屋根の雪下ろしの際の転落や、雪崩や屋根からの落雪の下敷きになるなどです。

このような事故を防ぐために、例えば、雪下ろしの際には命綱や滑り止めを着用し、雪が溶け出しにくい時間帯の作業を心掛ける、軒下での除雪作業時には屋根からの落雪に注意する、側溝や蓋のない防火水槽などへの転落を防ぐため危険箇所の表示を分かりやすくしておくことなどが挙げられ、雪の性質を知り、その性質に合わせた対応を行うことで多くの事故は防ぐことができます。

また、152名の死者のうち99名(約65%)が65歳以上となっており、高齢者の被害が目立っています。原因別では除雪作業中が76名(約77%)で、なかでも屋根からの転落や屋根から落雪によるものが多く、除雪作業が高齢者にとって特に危険なものとなっています。

除雪作業以外では、屋根に降り積もった雪の重みによる家屋倒壊が原因となったケースもあり、特に一人暮らしの高齢者宅の状況把握が重要です。

除雪作業は、必要に応じ消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力のもと行うことや、高齢者等の災害時要援護者宅の状況を消防機関や福祉関係機関との連携による巡回等により把握するなど、地域ぐるみでの雪への対処が必要です。

毎年12月1日から7日は「雪崩防災週間」です。これからスキーやスノーボードなどの冬のレジャーが本格化するこの時期に、雪崩に対する国民の理解と関心を高め、雪崩災害防止に努めようとするものです。

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えますが、警戒を怠らずに、住民一人ひとりが雪に対する十分な理解と認識を持ち、雪害に強い安全なまちづくりを進めていきましょう。



昨冬の新潟県妙高市における豪雪時の状況
(写真提供：新潟市消防局)



昨冬の長野県栄村における屋根からの雪下ろし作業
(写真提供：長野県栄村役場)

消防自動車等の緊急走行に対する ご理解とご協力を！

消防・救急課

消防自動車や救急自動車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行し、被害を最小限とするため消防活動を行い、また急病人等には応急処置を行い、速やかに病院へ搬送しなければなりません。

消防自動車等は、緊急時に迅速に通行するため、道路

交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等の円滑な緊急走行のために皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 消防自動車等が、サイレンを吹鳴しながら、かつ、赤色の警光灯をつけて緊急走行し、接近してきた場合、一般車両は、周囲の状況に配慮のうえ、速やかに進路を譲ってください。
- 緊急走行時にサイレンを吹鳴することは、法令で義務付けられていますので、夜間等のサイレン音に対し付近の皆さんのご理解をお願いします。
- 消防自動車等が、接近してきたときは、交差点を避け、車両を道路の左側に寄せて一時停止してください。
- 消防自動車等が、高速道路などで本線車線に進入しようとしているときは、これを妨げないようにしてください。
- 自転車に乗っている方や歩道のない道路を歩いている方は、速やかに進路を譲ってください。



(写真提供：金沢市消防局)

○狭い道路などで停車をする場合は、消防自動車等の通行に支障がないように配慮してください。

交通事業者・安全運転管理者の皆様へ

安全運転管理者の方々を中心に、運転者への交通安全教育の一環として「消防自動車等の優先」について、ご指導をお願いします。

消防庁人事

平成18年9月26日付

氏名	新	旧
横山 忠弘	出向（総務省大臣官房企画官へ）（併任 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）命 内閣官房地方分権推進室参事官）	国民保護・防災部防災課広域応援対策官
開出 英之	国民保護・防災部防災課広域応援対策官 併任 総務省自治行政局行政課分権法制推進室	総務省大臣官房企画官 併任 自治行政局行政課分権法制推進室

平成18年9月30日付

氏名	新	旧
浅見 勝司	辞職（東京消防庁人事課監察室課長補佐兼監察主査へ）	消防・救急課警防係長
山野 高寛	出向（総務省大臣官房秘書課へ）（島根県地域振興都市町村課）	消防・救急課
下末 幹人	出向（総務省大臣官房秘書課へ）（和歌山県総務部総務管理局市町村課）	国民保護・防災部防災課国民保護運用室

平成18年10月1日付

氏名	新	旧
金谷 浩光	出向（総務省自治税務局固定資産税課へ）	総務課
宮本 龍宜	総務課	総務省大臣官房秘書課
小林 明男	消防・救急課警防係長	東京消防庁麻布消防署総務課教養担当係長
堀越 晃彦	消防・救急課	総務省大臣官房秘書課
信夫 秀紀	出向（総務省自治税務局都道府県税課主査へ）	国民保護・防災部防災課主査 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主査
田中 克尚	国民保護・防災部防災課 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室	総務省大臣官房秘書課
石原理 志	国民保護・防災部防災課国民保護運用室	総務省大臣官房秘書課
安岡 寛	併任 消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課
中野 晋平	出向（総務省自治税務局固定資産税課資産評価室へ）	消防大学校庶務課
伊藤 潤一	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課
福田 幸宏	併任解除（総務省自治財政局財務調査課）	総務省大臣官房秘書課 併任 消防大学校庶務課

9月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標題
消防予第379号	平成18年9月 5日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成18年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について
18生社教第32号 国住指第1380号 消防災第 334号	平成18年9月 6日	各都道府県教育委員会公立社会 教育施設主管課長 各都道府県建築指導担当課長 各都道府県消防防災主管課長	文部科学省生涯学習政策局社会 教育課長 国土交通省住宅局建築指導課長 総務省消防庁国民保護・防災部 防災課長	公立社会教育施設の耐震化の促進について（通知）
消防予第387号	平成18年9月 8日	各都道府県消防主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	暫定適マーク制度の廃止に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について
消防救第124号	平成18年9月 8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	「高規格の救急自動車標準仕様検討報告書」について
消防予第398号 消防技第 61号	平成18年9月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁消防技術政策室長	電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故について（通知）
消防危第191号	平成18年9月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防災第354号	平成18年9月26日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部改正について
消防災第355号 国河政第260号	平成18年9月26日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官 国土交通事務次官	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行について（通知）
消防災第356号	平成18年9月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災課長	「傷病等級の決定について」の一部改正について（通知）
消防予第415号	平成18年9月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

広報テーマ

11月	12月
① 秋季全国火災予防運動 ② 婦人(女性)防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ ③ 危険物施設等における事故防止 ④ 正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》	① 雪害に対する備え ② 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進
予防課 防災課 危険物保安室 防災情報室	防災課 消防・救急課

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社